

令和7年度

スクールガード・リーダー

今年度も通学路巡回と学校安全に関わる方への指導を目的に3人の警察官OBの方をスクールガード・リーダーとして委嘱しています。

今まで培った経験を生かし、通学路の安全対策が必要と思われる箇所を確認し、定期的に学校及び教育委員会と情報共有を図っています。学校内の設備においても遊具やフェンスに腐食などがないか安全を確認し、問題があれば情報共有を図っています。

登下校の見守り活動時は、子どもたちに対して、交通安全への注意喚起を促す呼び掛けを行うなど、子どもたちが元気に安心して登下校ができるような環境づくりに貢献していただいています。

また、スクールガード・リーダーの委嘱のほか、教育委員会では、防犯パトロール、市内道路合同安全点検、通学路見守りの防犯カメラの設置など地域の協力や市の関係部署、警察と連携して実施しています。

【スクールガード・リーダー紹介】



柴田 健次さん
増戸小学校・五日市小学校
(戸倉地区及び小宮地区を含む)



菅 哲夫さん
多西小学校・屋城小学校
草花小学校・前田小学校



川島 督司さん
東秋留小学校・西秋留小学校
南秋留小学校・一の谷小学校



歯科講話

～新生活に向けた歯磨き習慣～



麻沼歯科医院・麻沼恵先生
(西多摩歯科医師会会長)

あきる野市立秋多中学校では3月に3年生を対象に歯科講話を行いました。当日は、学校歯科医の麻沼恵先生を講師として迎え、4月からの新生活を控える3年生に虫歯や歯周病に関する知識や正しい生活習慣による虫歯予防について講演していただきました。講話の後には、歯

科健診で永久歯が全て健全歯の生徒(虫歯が確認できなかった生徒)に表彰を行い、虫歯予防への啓発を行いました。生徒からは、「虫歯予防のために、規則正しい生活習慣を心掛けたい。」など、日々のセルフケアの重要性についての感想が多く寄せられました。今回の歯科講話では、

正しい生活習慣による歯のケアを通じて、新しい環境で活躍を期待する3年生の健康の土台づくりを行うことを生徒に学んでもらう機会になりました。

正しいブラッシングの方法

- 麻沼先生から伺った正しいブラッシングの方法を紹介しましょう。
- ①複数の歯を一度にブラッシングするのはなく、1本ずつ意識して丁寧に磨く。
 - ②歯の付け根、噛む面、歯と歯の間を丁寧に磨く。
 - ③フロスを使って歯と歯の間を清潔に保つ。

令和6年度 東京都教育委員会 児童・生徒等表彰

伝統・文化の継承活動、地域における個人及び団体の活動が認められ、令和6年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰を受賞しました。

氏名等	該当理由
五日市中学校 伝統芸能部	郷土芸能であるお囃子の稽古に継続的に取り組み、校内の発表会や地域の祭礼やイベント等にて演奏を披露し、郷土芸能の継承や地域貢献に尽力

あきる野歴史クイズの答え・解説

Q1. 答え：前田耕地遺跡

近年の炭素年代測定の研究で、それらは1万5500年前のものであることが分かりました。今から、1万5500年前の縄文時代草創期の住居址2棟とともに、石器作りの場と考えられる石器集中部が6か所発見され、河原に豊富にある良質のチャートなどを石材とした2246点に及び石槍とその未完成品、50万点を超える数の剥片が出土しました。さらに、サケ科魚類の歯7000点とともに、クマなどの哺乳類の骨が発見され、日本列島における最古の河川漁撈活動を示す考古資料となっています。平成2年(1990年)6月29日に出土遺物が、一括で国の重要文化財に指定され、多摩市にある東京都埋蔵文化財センターに保存収蔵されています。

Q2. 答え：筏 (いかだ)

土場で筏を組み、筏の上荷として炭や、杉皮などを積んで、秋川、多摩川を下り、六郷(現在の太田区)まで運んでいました。

Q3. 答え：伊奈石 (いないし)

凝灰質砂岩で、横沢入り天竺山で多く切り出されました。石臼や石塔、墓石などに利用されていました。

Q4. 答え：大正14年(1925年)

4月に、武蔵五日市駅一拝島間駅の運行が始まりました。五日市鉄道の大きな目的の一つは、日の出町大久野から産出される石灰岩を運搬するためでした。今年(2025年)は、五日市鉄道開通100年になりますね。

令和7年度就学援助費の申請を受け付けています

申請方法などの詳細はこちら



■支給時期
・1学期分 令和7年9月30日(火)
・2学期分 令和8年1月30日(金)
・3学期分 令和8年3月31日(火)

育英資金制度

③次の条件(全て)に該当する場合、申請を2人たてられること
・市内に引き続き1年以上住所があること
・一定の職業を持っているか、独立の生計を営んでいること
・この育英資金について、他の方の保証人になっていないこと

■支給対象者(次の①②の両方に該当する方)

- ①令和7年度にあきる野市に住所がある、またはあきる野市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者であること。
- ②令和7年度に就学援助を申請し、審査の結果認定となる児童・生徒の保護者であること。

■貸付対象者(次の①から③の全てに該当する方)

- ①市内に引き続き1年以上住所がある方の子弟であること
- ②育英資金が、同種の学資金を他から借り受けていないこと

- ①高等学校、高等専門学校、専修学校や大学に在学し、成績優秀であるが経済的理由により修学が困難な方に、修学上必要な資金の貸付けをします。
- ②大学、専修学校専門課程 1万5千円以内
- ③大学、専修学校専門課程 3万5千円以内

■償還期間など
貸付期間が終了した月の翌月から10年以内に年賦または月賦等で償還(無利子)

■提出・問合せ
教育総務係(内線2913)